

令和5年度
和歌山県農業農村振興委員会
日本型直接支払事業推進部会

日本型直接支払制度
令和5年度の実施状況及び今後の取組について
環境保全型農業直接支払制度

令和6年3月19日
和歌山県 農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室

環境保全型農業に関する施策の変遷

○H19年度：農地・水・環境保全向上対策

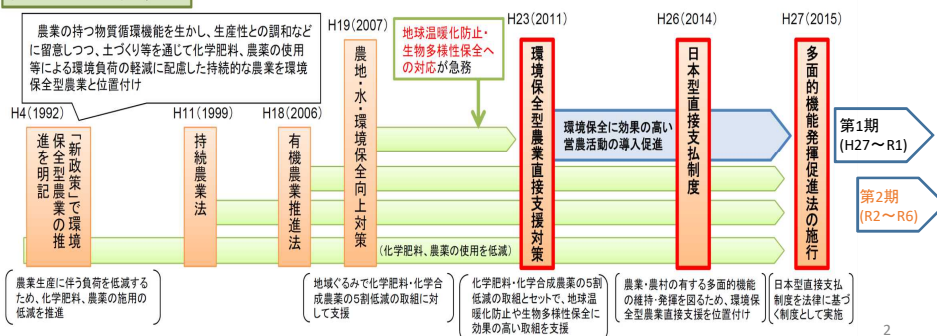
地域ぐるみで化学肥料・農薬を5割以上削減する取組を支援

○H23年度：環境保全型農業直接支援対策

「5割削減」とセットで行う温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援

○27年度：農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 施行

国内における施策の変遷



環境保全型農業直接支払制度について

日本型直接支払制度

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、**自然環境保全**、景観形成等の多面的機能を有しており、その**利益は広く国民全体が享受**。
- 多面的機能が今後も発揮されるよう、地域活動や営農の継続等の支援を行う必要。

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う**追加的コストを支援**。

例)有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

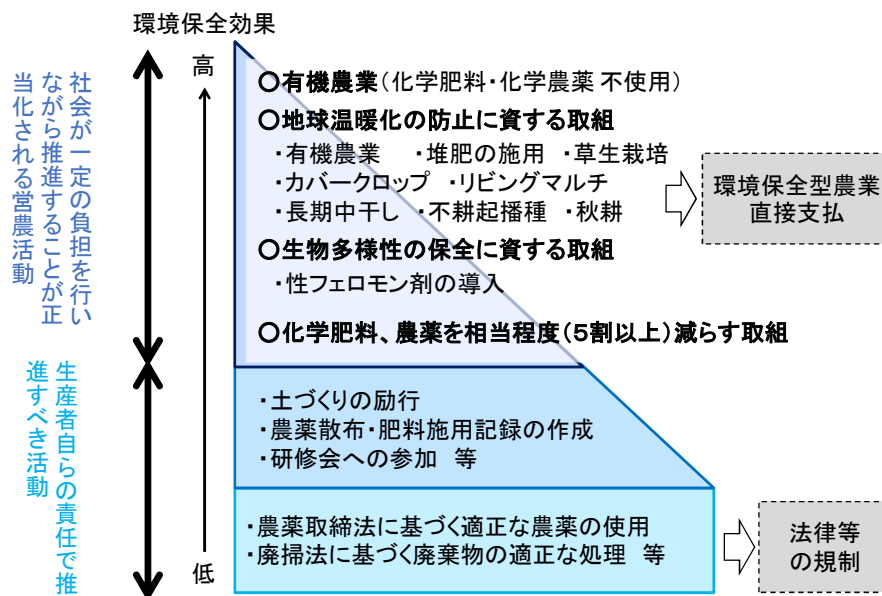
草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組



3

施策支援に対する考え方



支援対象となる取組

R4年度より取組拡大加算が追加

全国共通取組



地域特認取組

性フェロモン剤の導入



- ・農薬を使用しない又は低減することで**生物個体数が増加**
→**生物多様性の保全に貢献**
- ・農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、**地球温暖化防止に貢献**

5

支援内容(R5年度) 化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援

取組		交付単価(国+地方)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	取組拡大加算(※)	4,000円/10a
堆肥の施用		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a

※既存の有機農業者が、新規で有機に取組む農業者に指導等を行うことで、新規農業者の面積分交付される取組。

支援対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者 等
(事業計画の承認を受けることが必要)

6

促進計画策定状況

市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」において、
「環境保全型農業直接支払事業」の推進方針を記載する必要がある

促進計画における「環境直払事業」計画策定状況

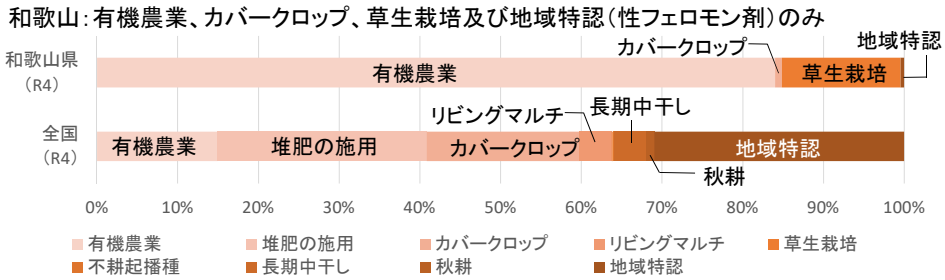
全市町村:30 策定市町:16 非策定市町:12 事業対象農地なし:2

市町村	策定	備考	市町村	策定	備考
和歌山市	○		日高町	×	
海南市	○		由良町	×	
紀美野町	×		印南町	×	
紀の川市	○		みなべ町	○	
岩出市	○		日高川町	×	
橋本市	○		田辺市	○	
かつらぎ町	○		白浜町	○	
九度山町	×		上富田町	○	
高野町	×		すさみ町	○	
有田市	○		新宮市	×	
湯浅町	×		那智勝浦町	×	
広川町	○		太地町	—	事業対象農地 なし
有田川町	○		古座川町	×	
御坊市	○		北山村	—	事業対象農地 なし
美浜町	○		串本町	×	

令和5年度事業実績(見込み) 12市町で事業実施

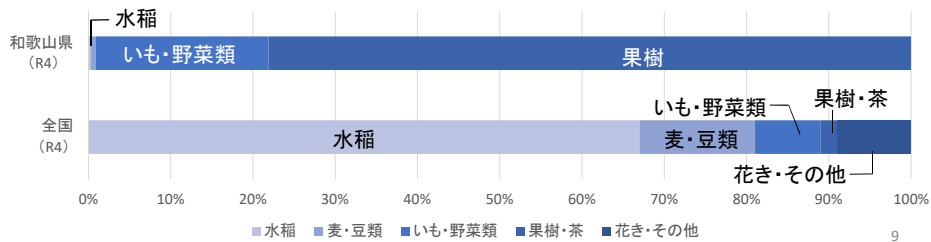
	合計	対象活動の実施面積(a)			
		カバー クロープ	草生栽培	有機農業	性フェロモン 剤の導入
和歌山市	256			256	
海南市	522		196	326	
紀の川市	1,296			1,296	
岩出市	270	29		241	
橋本市	621			621	
かつらぎ町	1,000		23	977	
有田市	276			276	
有田川町	673			673	
みなべ町	1,632		919	681	32
田辺市	1,482			1,482	
白浜町	133			133	
上富田町	100			100	
合計	8,261	29	1,138	7,062	32

令和4年度の取組別の実施割合(面積)

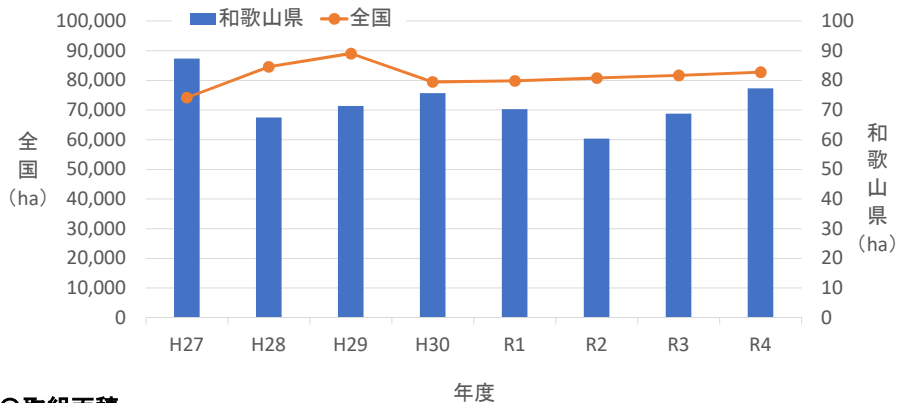


令和4年度作物別の実施割合(面積)

和歌山: 果樹 全国: 水稲



実施面積の推移



○取組面積

全国: 平成29年度まで増加したが、平成30年度に減少、その後微増傾向。
 和歌山県: 平成28年度に大きく減少して以降、横ばいが続き、令和2年度は減少。
 令和3年度は840a増加、令和4年度は853a増加。
 (令和5年度は537a増加予定)

○事業実施状況(令和4年度)

全国: 50%の市町村が事業を実施。 和歌山県: 37%(11市町)が事業を実施。

支援単価の変更(第1期→第2期)

注)有機農業2,000円の加算措置
 土壌分析を実施するとともに、
 堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、
 草生栽培 の、いずれかを実施した場合

取組	交付単価(国+地方)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 8,000円/10a → 12,000円/10a (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、 2,000円を加算。)注)
	そば等雑穀、飼料作物 3,000円/10a
	取組拡大加算 4,000円/10a(R4新設)
堆肥の施用	4,400円/10a
カバークロープ	8,000円/10a → 6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	8,000円/10a → 5,400円/10a (5,000円/10a → 3,200円/10a)
草生栽培	5,000円/10a
不耕起播種	3,000円/10a
長期中干し	800円/10a
秋耕	800円/10a
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)	8,000円/10a

11

支援制度の変更とその影響(第1期H27年度～H31年度)

H27年度:①対象者が「農業者」から「農業者の組織する団体」に変更

組織化されなかった市町等で、27・28年度に実施面積が減少

29年度以降、組織化の動きが見られる

(28年度17団体、29年度18団体、30年度22団体)

②「複数取組」の支援対象化

野菜栽培で複数取組が増加(紀の川市、岩出市)

H29年度:①交付単価の見直し

草生栽培 8,000円/10a → 5,000円/10a

H30年度:① 国際水準GAPに取り組むことの要件化

② 複数取組への支援中止

③ 全国共通取組への予算優先配分

12

支援制度の変更(第2期R2年度～R6年度)

R2年度:①有機農業の取組水準の引き上げ

取組水準を「国際水準の有機農業」＝有機JASの水準に合わせる。
(有機JAS認証の取得は必須ではない。)

R3年度:①有機農業実施者全員に対して、現地確認が必須に

②環境保全効果の高い取組を全国共通取組に追加

草生栽培、リビングマルチ、不耕起播種、長期中干し、秋耕

R4年度:①みどりのチェックシートの取組の要件化

GAPの取組が廃止。

→代わりにみどりのチェックシートの取組実施が交付要件に追加

②取組拡大加算が全国共通取組に追加

新規に有機農業に取組む農業者に、既存の有機農業を行う農業者が指導等を行うことで、新規農業者の面積分の交付金を該当農業者団体に交付。

13

支援制度の変更(第2期R2年度～R6年度)続き

R5年度:①事業要件(推進活動)の緩和

みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合は、要件である推進活動の実施を免除。

R6年度:①環境負荷低減のチェックシートの取組を要件化

(予定) みどりのチェックシートの取組が廃止

→代わりに環境負荷低減のチェックシートが交付要件に追加

(R9年度にはみどり認定が要件化する予定のため、本格導入前の施行的実施)

14

県内の取組状況

- 令和2年度
第2期開始により、有機農業等の取組水準が引き上げられた。
第1期の初年度(平成27年度)に作成した5か年計画が完了した。
農業者の高齢化
→県内の取組件数は、前年度から4件減少した。(22件→18件)
- 令和3年度
1件取組停止があったものの、新たに取組件数が2件増加
→県内の取組件数は、前年度から1件増加した。(18件→19件)
- 令和4年度
有機農業とカバークロップを行う新規農業者団体が参入
→新たに取組件数が2件増加した。(19件→21件)
- 令和5年度
有機農業を行う新規農業者団体が参入
→新たに取組件数が2件増加した。(21件→23件)

15

令和6年度の推進方針

- 農業者への事業の周知とグループ化推進
 - ・土壌診断やエコ農業に関する研修会等において、事業の紹介やパンフレット等の配布
- 土壌診断やエコ農業に関する研修会の実施、技術指導
- 市町促進計画における「環境保全型農業直接支払事業」方針の策定の働きかけ
 - ・環境直払事業未実施市町へ、積極的に事業の情報提供
- 環境負荷低減事業活動実施計画の認定制度(みどり認定)の認定推進
 - ・要件化を予定しているR9年度に向け、計画的にみどり認定を受けてもらうよう、認定制度の情報提供

16